

随意契約理由書

1 案件名称

南部汚水 22 号幹線〔第 2 工区〕整備事業

2 契約の相手方

佐藤・秋吉・水野特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本事業は、南部汚水 22 号幹線の第 2 工区を整備することを目的に、効率的・効果的な事業推進を図るため、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法の 1 つである設計・施工一括発注方式を採用することとしており、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

選定委員会の審査において、佐藤・秋吉・水野特定建設工事共同企業体の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとの結果から、佐藤・秋吉・水野特定建設工事共同企業体と地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

上下水道部下水建設課工事担当（電話番号 0568-85-6356）